

新行政改革大綱第3次アクションプランの進捗状況調査について（報告）

（調査の目的）

新行政改革大綱を実現するために策定された「第3次アクションプラン」の進捗状況を調査することにより、大綱の実現状況を確認するとともに、本市行政改革の推進状況を広く市民に公表するため実施した。

（調査項目）

第3次アクションプランを構成している22のプログラムに対して、

（1）プログラムそのものの取組状況（A～Fの6段階で表記）

A：目標達成

B：実施中

C：実施に向けて準備中

D：未着手

E：中止・保留

F：プログラムの修正・変更

（2）プログラム遂行のため予め設定していた平成25年度目標達成までの進め方のうち、調査該当年度の目標に対する

達成状況と成果

今後の課題と対応

（調査期間）

平成23年7月14日（火） から 平成23年7月22日（金） まで

(調査結果)

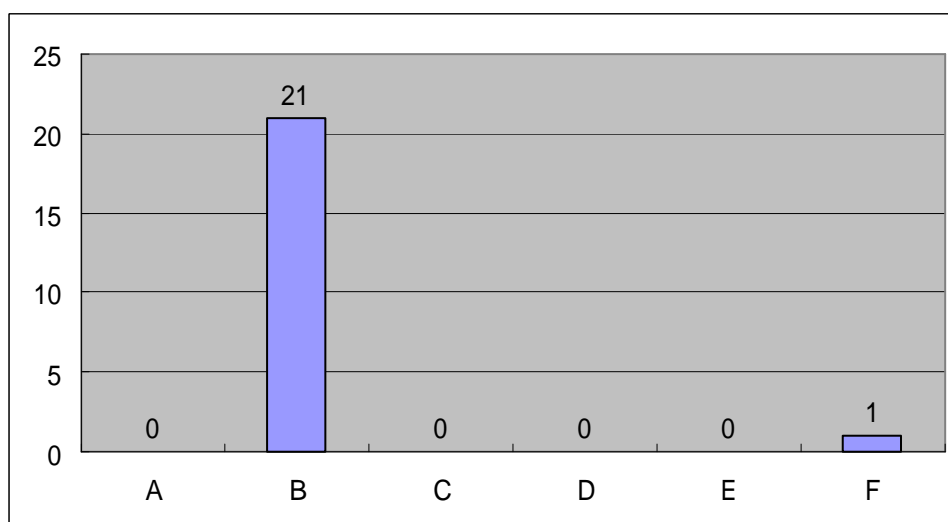
1. 総評

平成22年度が、第3次アクションプランの進捗管理状況調査の初年度でもあることから、全体的に、(1)プログラムそのものの取組状況はBの「実施中」となっており、(2)プログラム遂行のため予め設定していた平成25年度目標達成までの進め方のうち、調査該当年度の目標に対する達成状況と成果は、概ね「達成」傾向にある。

今後の課題と対応については、急激に変化している社会経済情勢を背景とした地方自治体を取り巻く環境の変化等により、平成25年度目標達成までの進め方を柔軟に変更して対応する状況となっている。

2.(1)プログラムそのものの取組状況について

表 全体(22のプログラム)の取組状況



(注) A: 目標達成、B: 実施中、C: 実施に向けて準備中、D: 未着手、F: プログラムの修正・変更

B(実施中)が21、F(プログラムの修正・変更)が1となっている。

表 個々の取組状況（詳細別紙）

No	プログラム名	計画の取組状況
1	1%支援制度の活用	B
2	広報紙、Webサイト等各広報媒体の活用	B
3	e-モニター制度、市民ニーズ等各広聴システムの活用	B
4	定員管理の適正化	B
5	給料表の水準の点検	B
6	特殊勤務手当等諸手当の見直し	B
7	技能労務職員の給与水準の見直し	B
8	市税収納率の向上	B
9	公債費の抑制	B
10	経常収支比率の数値目標の設定	B
11	基金現在高の数値目標の設定（財政調整基金）	B
12	基金現在高の数値目標の設定（退職手当基金）	B
13	使用料手数料の見直し	B
14	民間委託等の推進	B
15	各部の効率的な行政運営	B
16	市政戦略会議への諮問・答申	B
17	外郭団体への関与の見直し	B
18	勤務評定制度的見直し	B
19	人材育成の推進	F
20	新たな行政評価制度の構築	B
21	窓口対応の向上	B
22	使いやすい庁舎づくり	B

F（プログラムの修正・変更）を選択したのは「No19 人材育成の推進」の1つであった。

人材育成の推進の根幹となる研修計画について見直しを進めるにあたり、修正されることとなった。

3.(2) プログラム遂行のため予め設定していた平成25年度目標達成までの進め方のうち、調査該当年度の目標に対する達成状況と成果
今後の課題と対応 について(詳細別紙)

総評でも述べたとおり、調査該当年度の目標に対する 達成状況と成果は、概ね「達成」傾向にある。

今後の課題と対応については、急激に変化している社会経済情勢を背景とした地方自治体を取り巻く環境の変化等により、平成25年度目標達成までの進め方を柔軟に変更して対応する状況となっている。下記の表 進め方を変更したプログラム のとおり、10のプログラムが進め方を変更することとなった。

表 進め方を変更したプログラム

No	プログラム名
4	定員管理の適正化
8	市税収納率の向上
9	公債費の抑制
10	経常収支比率の数値目標の設定
12	基金現在高の数値目標の設定 (退職手当基金)
14	民間委託等の推進
18	勤務評定制度的見直し
19	人材育成の推進
20	新たな行政評価制度の構築
21	窓口対応の向上

- ・ 「No4 定員管理の適性化」については、第3次アクションプラン策定段階では未策定であった第3次定員適正化計画がその後策定されたことに伴う変更となっている。
- ・ 「No8 市税収納率の向上」「No9 公債費の抑制」「No10 経常収支比率の数値目標の設定」「No12 基金現在高の数値目標の設定 (退職手当基金)」については、第3次アクションプラン策定後にまとめられた「市川市財政運営指針(期間23年度~25年度)」に沿うため、修正された。
- ・ 「No14 民間委託等の推進」については、国の公務員制度の改正や地方分権改革による市の業務量増大の可能性等の高まりにより検証期間の延長が必要となったもの。
- ・ 「No18 勤務評定制度的見直し」「No19 人材育成の推進」「No21 窓口対応の向上」については、調査・検討期間を再度十分な期間とることとなったため、修正された。
- ・ 「No20 新たな行政評価制度の構築」については、構築期間の延長としたため修正された。